

令和6年度 第2回中央区協議会
(代表会)
会議資料①

【報告事項】

ア 第3次浜松市中山間地域振興計画骨子案について【市民協働・地域政策課】

【地域分科会からの報告事項】

- (1) 中地域分科会【区振興課】
- (2) 東地域分科会【東行政センター】
- (3) 西地域分科会【西行政センター】
- (4) 南地域分科会【南行政センター】

令和6年7月8日開催
中央区協議会
(代表会)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項				
件 名	第3次浜松市中山間地域振興計画骨子案について（報告）				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	・ 現行の第2次浜松市中山間地域振興計画が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年度から始まる第3次浜松市中山間地域振興計画を策定する。 ・ 令和5年度は集落座談会の開催及び中山間地域住民と都市部市民に向けたアンケート調査を実施。 ・ 令和6年度5月の区協議会にて集落座談会及びアンケート調査結果を報告した。				
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）、天竜区協議会、浜北地域分科会、北地域分科会				
内 容	令和5年度に実施した集落座談会及びアンケート調査の結果をふまえ作成した、第3次中山間地域振興計画骨子案について報告するもの。 計画期間：5年間 2025(R7)年度～2029(R11)年度 対象区域：天竜区の全域、浜名区引佐町北部（旧鎮玉村・旧伊平村） 計画の構成(案) ・ 基本理念 ・ 目標 ・ 重点方針 ・ 主要施策 等				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	第3次浜松市中山間地域振興計画案について（R6.8月予定）				
担当課	（とりまとめ） 市民協働・地域 政策課 （中山間地域 振興担当）	担当者	夏 目 聖	電話	922－0200

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市中山間地域振興計画の策定について

1 中山間地域振興計画とは

市民が共感できる基本理念を掲げ、中山間地域全体の振興を図っていくための活動指針とするもの。

これまで、第 1 次計画＜2010～2014 年度＞、第 2 次計画＜2015～2024 年度＞を策定してきたが、2024 年度末で第 2 次計画が終期を迎えることから、現在、2025 年度を始期とする第 3 次計画の策定を進めている。

2 これまでの取組

①集落座談会の開催

- ・全 22 回開催、314 人が参加

②アンケート調査の実施

- ・中山間地域にお住まいの方を対象…630 人の方に送付し 365 人から回答
- ・都市部にお住まいの方を対象…200 人の方に送付し 100 人から回答

③区協議会等への報告

- ・集落座談会及びアンケート調査結果を区協議会、地域分科会、自治会等に報告するとともに意見交換を実施

④中山間地域振興アドバイザーの設置

- ・中山間地域が有する様々な課題への対応策や、地域振興に資する施策について指導・助言等をいただくもの
- ・5/1 付で青山社中(株) 取締役 C O O 平木省氏を委嘱

⑤中山間地域振興に係る庁内体制の構築

- ・中山間地域が抱える課題や情報の共有を図り、部局の枠組みを超えた連携を推進するため、市の部長級職員による中山間地域振興本部、課長級職員による中山間地域振興ワーキンググループを設置

⑥地域活動団体等と計画骨子（案）に関する意見交換

- ・ N P O 法人、公共的団体、高等学校等と意見交換を実施

3 今後の取組・スケジュール

月	内容
8月	計画（案）を天竜区協議会、北地域分科会等に報告
10月	パブリックコメントの実施について、区協議会、地域分科会等に報告
11月	パブリックコメント実施
2月	パブリックコメントの結果を天竜区協議会、北地域分科会等に報告
3月	計画決定・公表

中山間地域振興計画（新旧比較）

第3次中山間地域振興計画（案）

【計画期間】令和7年度～令和11年度（5年間）

基本理念

豊かな暮らし、自然との調和、あふれる魅力
～新たな中山間地域の息吹～

目標

- (1)中山間地域の市民が、笑顔で幸せを実感して生活できる、持続可能な地域社会の構築を目指します。
- (2)みんなが「中山間地域は魅力的・大切な地域（浜松の宝）である。」と思える地域を目指します。

重点方針

主要施策

1

「まち」が元気でいつまでも安全・安心に暮らせる中山間地域

- 1 ③地域コミュニティ機能の維持・活性化
- 2 ④移住・定住の促進
- 3 ⑤遊休財産の活用（空き家、耕作放棄地）
- 4 ⑫歴史的・文化的資産を活用した地域づくり
- 5 ⑭地域の交通手段の確保
- 6 ⑮社会基盤格差の是正
- 7 ⑯飲料水の安定的な供給
- 8 ⑰保健、医療、福祉の確保
- 9 ⑲防災対策の強化

2

「ひと」のつながりを大切にし、ともに支える中山間地域

- 10 ①関係人口・交流人口の創出（農泊、インバウンド、グリーンツーリズム）
- 11 ②中山間地域交流プロモーション
- 12 ⑬地域資源を強みにした誘客の促進
- 13 ★子育てができる環境づくり

3

地域の資源や特性を活かした「しごと(なりわい)」を創出し維持する中山間地域

- 14 ⑥農産物の特産品化、6次産業化の推進
- 15 ⑦林業の再生（もうかる林業）
- 16 ⑧コミュニティビジネスの創出（スタートアップの推進）
- 17 ⑨有害鳥獣対策の強化
- 18 ⑩地産地消、地産外商の推進
- 19 ⑪⑱小売・サービス業の振興

（注）

- ・主要施策の表記のうち丸囲みの数字は第2次計画の主要施策番号
- ・★は新規事項

【計画の対象区域】

- 天竜区の全域
- 浜名区引佐町北部（旧鎮玉村、旧伊平村地域）

第2次中山間地域振興計画

【計画期間】平成27年度～令和6年度（10年間）

基本理念

ひとつの浜松で築く中山間地域の未来

目標

- (1)中山間地域の市民が、ふるさとに愛着と誇りを持ち、今後もいきいきと活躍していくことができる地域を目指します。
- (2)すべての市民が「中山間地域は浜松の宝である。」と思う魅力的な地域を目指します。

重点方針

主要施策

1

人の流れをつくる
～市民同士の交流から生まれる地域づくりを推進します～

- ①市内間交流の促進
- ②中山間地域交流プロモーション

2

地域を元気にする
～持続可能な地域運営の仕組みをつくります～

- ③小規模、高齢化集落の維持
- ④移住・定住の促進
- ⑤遊休施設の活用

3

産業の力で地域を潤す
～地域資源の活用により産業を活性化します～

- ⑥農産物の特産品化、6次産業化の推進
- ⑦林業の再生
- ⑧コミュニティビジネスの創出
- ⑨有害鳥獣対策の強化
- ⑩地産地消の推進
- ⑪中核商店街の活性化

4

地域をプロモーションする
～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～

- ⑫歴史的・文化的資産を活用した地域づくり
- ⑬地域資源を強みにした誘客の促進

5

暮らしを守る
～暮らし続けられる生活環境を確保します～

- ⑭地域の交通手段の確保
- ⑮社会基盤格差の是正
- ⑯飲料水の安定的な供給
- ⑰保健、医療、福祉の確保
- ⑱日常の消費生活の確保
- ⑲防災対策の強化

(中地域分科会) 付託事項に係る報告 (令和6年7月)

No. 1

件名	勤労福祉施設の機能統合に伴う施設の大規模改修工事について	開催月	令和6年5月
内容	令和4年3月開催の中区協議会で協議した「勤労福祉施設(勤労会館と勤労青少年ホーム)のあり方検討について」の進捗状況及び工事概要を報告するもの。 (詳細は別紙のとおり)		
所管課	産業振興課		
件名	委員からの主な質問内容	担当課回答(要旨)	
	①施設利用者は設立目的に関わらず、利用目的から施設を選び利用することが多いと思われる。勤労福祉施設2館を統合・改修するにあたってその点も考慮したか。あるいは、現在の2館の利用状況のみに着目して施設の設計を実施したのか。	①2館の利用用途、目的等を含む利用状況の分析を行うとともに、近隣の類似施設の利用状況も踏まえた上で、利用者の方々と機能統合について検討を行ってきた。	
	②勤労会館の廃止に伴い、他の施設の利用に影響が及ぶと思われるが、そのような点にも配慮した上での施設統合なのか。	②勤労会館の利用者が、勤労会館の廃止後にあいホール等他施設の利用を希望する場合は、他施設の登録団体等の利用状況を確認することで、利用の競合がないよう寄り添った対応をしていく。	
	③改修案では、100名以上収容可能なホールを増設予定であるが、利用者分を賄えるだけの駐車場計画は立てられているのか。	③例えば、大会議室や多目的ホールなどの利用があれば、他部屋の施設利用を制限したり、全ての施設予約が入っている場合には、団体ごとに利用可能な駐車台数の上限を設けたりする。場合によっては公共交通機関を案内するなど、運用面での対応を検討している。また、駐車場が混雑する際には、例えば、出入り口に誘導員や警備員を配置することで安全に利用いただけるような配慮や工夫を考えている。	

No. 1（続き）

	委員からの主な質問内容	担当課回答（要旨）
件名	④充実した音響・照明設備など勤労会館の機能を引き継ぎつつ、収容人数を 100 名以下にするという計画はどのようなことを想定しているのか具体的に聞きたい。収容人数の規模で言えば協働センターと同程度であるが、設備の面でここまで充実させる意図は何か。	④音響・照明については、専門業者でなく一般の利用者でも扱えるような設備となっている。協働センターとの違いは、音が部屋の奥まで響くよう音響設計をしていることである。合唱発表会や小規模のピアノ発表会、または練習に利用されることを想定している。
	⑤福祉交流センターでは、駐車場が混雑する場合に近隣の有料駐車場を案内しているが、なぜ立体駐車場を設計しなかったのか疑問に感じている。勤労福祉センターについては、立体駐車場を検討していないか。	⑤立体化は検討したが、費用面で実現困難であった。
	⑥非常用電源(発電機)など、停電時に対応した設備については計画上組み込まれているのか。	⑥現時点ではそのような計画はない。
	⑦40 年後先までを考えられた改修工事とのかのために、将来を見据えた設計に期待したい。	⑦《意見》

【令和6年5月29日開催】
中央区協議会(中地域分科会)資料

報告ーア

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項				
件 名	勤労福祉施設の機能統合に伴う施設の大規模改修工事について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和3年度 第10回中区協議会にて協議させていただいた「勤労福祉施設(勤労会館と勤労青少年ホーム)のあり方検討について」の進捗状況及び工事概要を報告するもの。				
対象の区協議会	中央区協議会 (中地域分科会)				
内 容	令和7年度に築40年を迎える勤労青少年ホームの大規模改修工事に併せ、令和7年度末に閉館する勤労会館の一部機能追加等を行う。 詳細は別紙のとおり				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	産業振興課	担当者	増田 廉太郎	電話	457-2115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

(仮称) 浜松市勤労福祉センター大規模改修工事
〈事業概要〉

■ 事業概要

勤労会館（Uホール）と勤労青少年ホーム（アイミティ浜松）の2つの勤労福祉施設について、令和3年度から「浜松市公共施設等総合管理計画」に基づき、「施設のあり方検討」を実施し、令和4年6月に「2つの施設を機能統合し、勤労青少年ホームを拠点施設と定め、勤労者のための施設として整備する」という施設のあり方検討結果を公表しました。

これにより、勤労青少年ホームは「浜松市公共建築物長寿命化指針」に基づき、築後80年まで存続させるための大規模改修を実施するとともに、勤労会館の会議室機能及び一部ホール機能を追加し、より利便性の高い勤労福祉施設として整備を行うものである。

■ 現況施設概要

建物名称	(仮称) 浜松市勤労福祉センター【現 浜松市立勤労青少年ホーム】
建物位置	浜松市中央区船越町 11-11
構造規模	鉄筋コンクリート造 2階建 、耐火建築物
敷地面積	6,711.00 m ² (本館)
延床面積	2,932.12 m ² (本館)
竣工年	1985 年 (昭和 60 年) ・新耐震
供用開始	2026 年 (令和 8 年度) 築 41 年

■ 改修内容

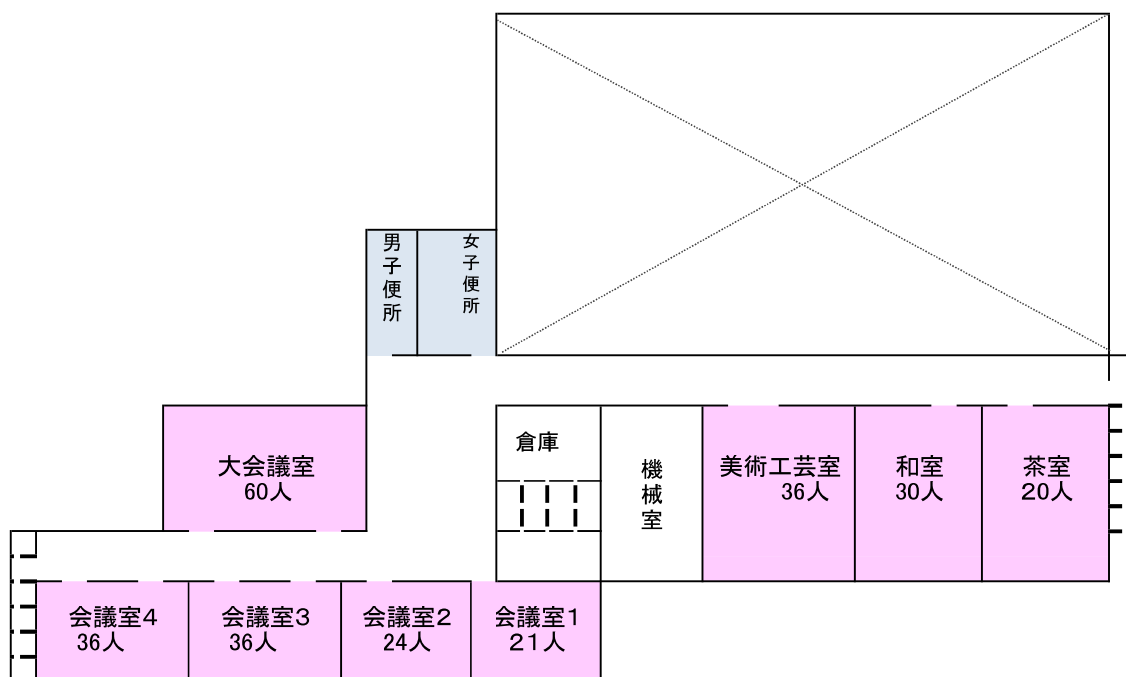
- (1) 施設を築 80 年まで存続させる長寿命化工事による建物・設備の更新
- (2) ユニバーサルデザイン化、館内通信環境の整備等
- (3) 勤労会館機能の追加
 - ・大会議室（定員 100 人程度）の新設
 - ・ダンス練習室の新設
 - ・ホールの整備（定員 100 人以下の発表会や講演会等に対応）
- (4) 高断熱化、高効率機器への更新等による ZEB 化

■ スケジュール

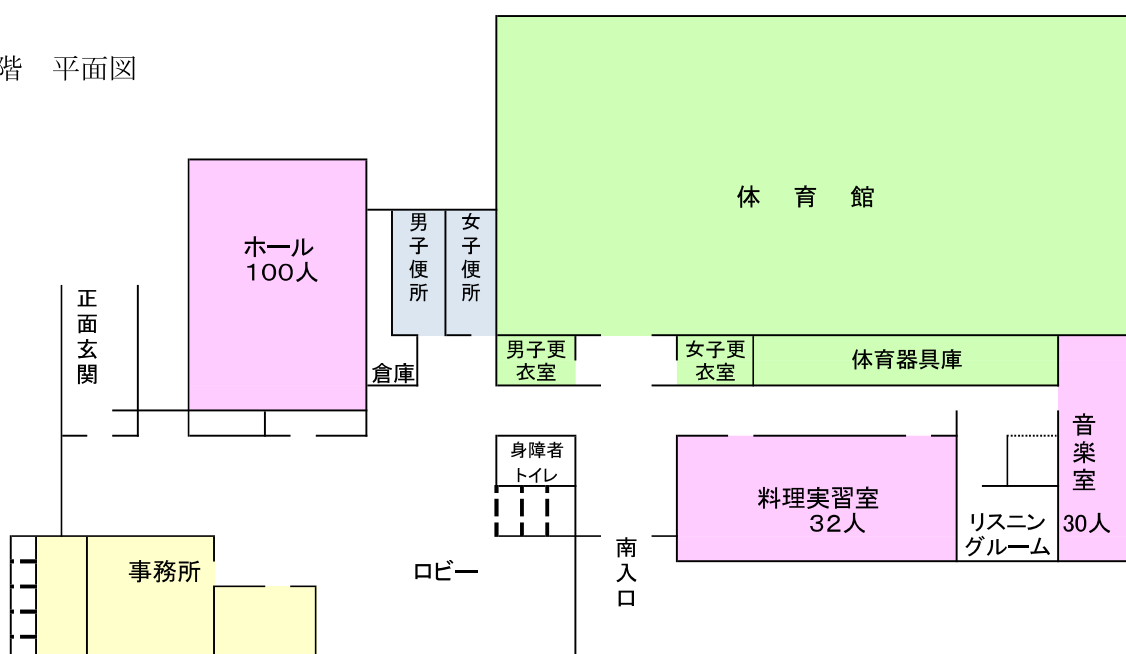
区分	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
勤労会館 (Uホール)	通常どおり 予約・利用可能				廃止
勤労青少年 ホーム (アイミティ浜松)	通常どおり 予約・利用可能			条例廃止 R8 年 3 月 31 日	条例廃止 R7 年 3 月 31 日
工事 スケジュール	基本設計	実施設計	準備	大規模改修工事	
機能統合後 施設				準備期間	オープン

浜松市立勤労青少年ホーム平面図(現況)

2階 平面図

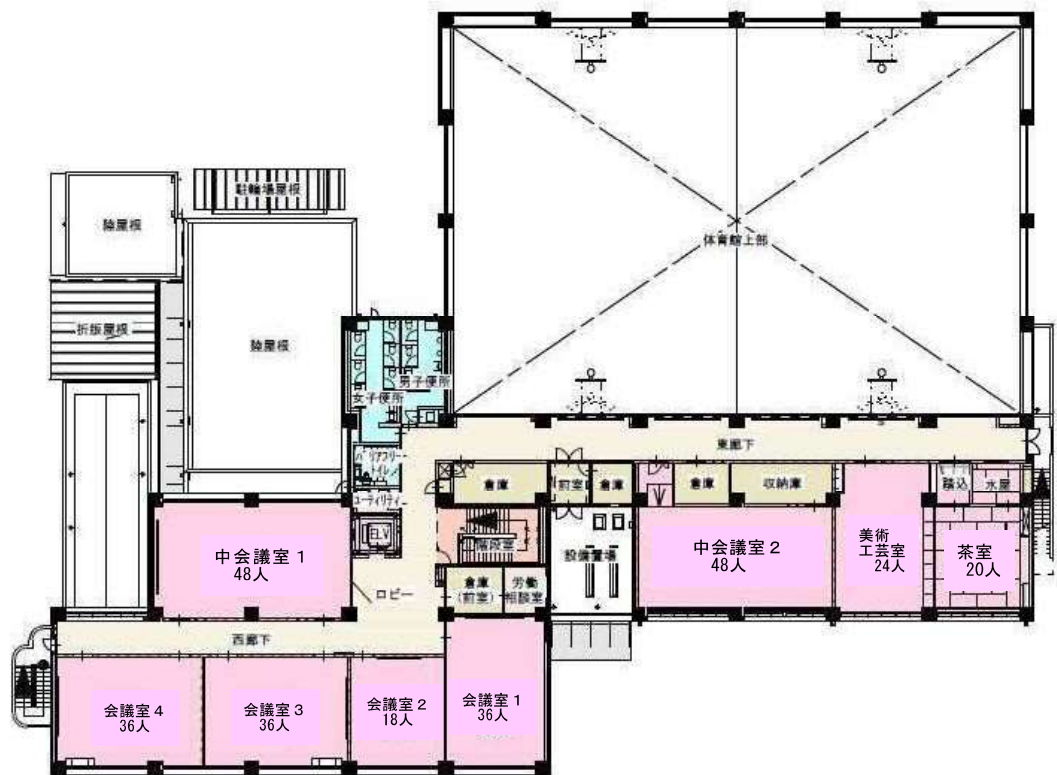


1階 平面図

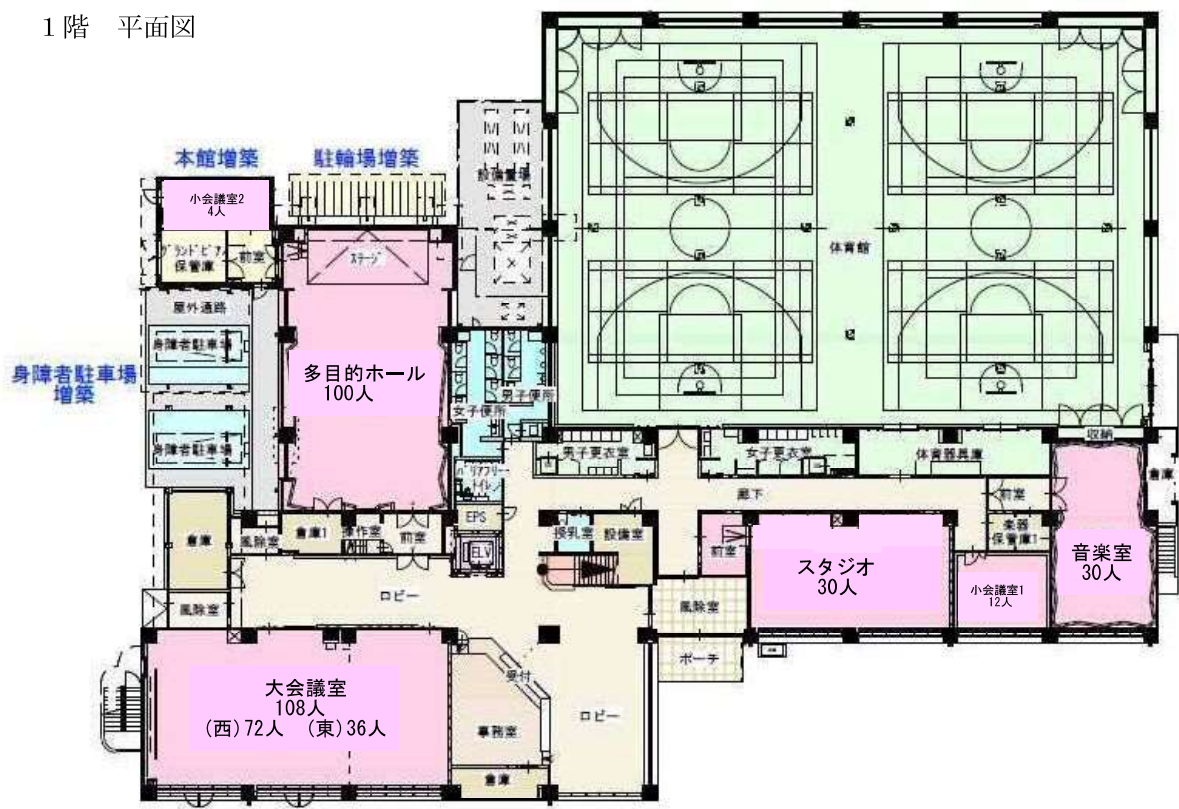


浜松市勤労福祉センター平面図（改修後）

2階 平面図



1階 平面図





配置図

東地域分科会における意見・要望等（令和6年6月）

No. 1

件名	これからの公共交通の方向性について	開催月	令和6年6月
内容	・本市の路線バスの運行を担っている民間事業者から路線退出の申し出がなされているが、公共交通の重要性は増している。東地域分科会として、浜松市の公共交通に関する勉強会と意見交換会の実施を要望するもの。（詳細は別添のとおり）		
所管課	交通政策課		
回答 (方針等)	—		

これからの公共交通の方向性について

【背景】

近年、運転手不足、燃料費の高騰等による運行経費の増加や利用者減少による収支悪化に伴い、全国的に路線バスの減便・退出が続いております。本市においても同様であり、浜松市地域公共交通会議では、度々、本市の路線バスの運行を担っている民間事業者より路線退出の申し出がなされています。

東地域においても、蒲小沢渡線（さぎの宮系統）イオンモール浜松市野～笠井本町、（東高系統）市野上～笠井本町及び早出さぎの宮線の3路線について退出の申し出があり、蒲小沢渡線（さぎの宮系統）以外の2路線については、既に退出するなど、路線バスの便数は減少の一途で、利便性は著しく低下しております。

地域社会においては、高齢化の進展、交通事故件数や温室効果ガス排出量の削減の必要性などを鑑みると、公共交通の重要性は、寧ろ増しております。東地域分科会として、公共交通について情報共有したいので下記のとおり要望します。

記

〔浜松市の公共交通に関する勉強会と意見交換会〕

（形式）

東地域分科会、浜松市交通政策課、遠州鉄道株式会社運輸事業部等での実施

（内容）

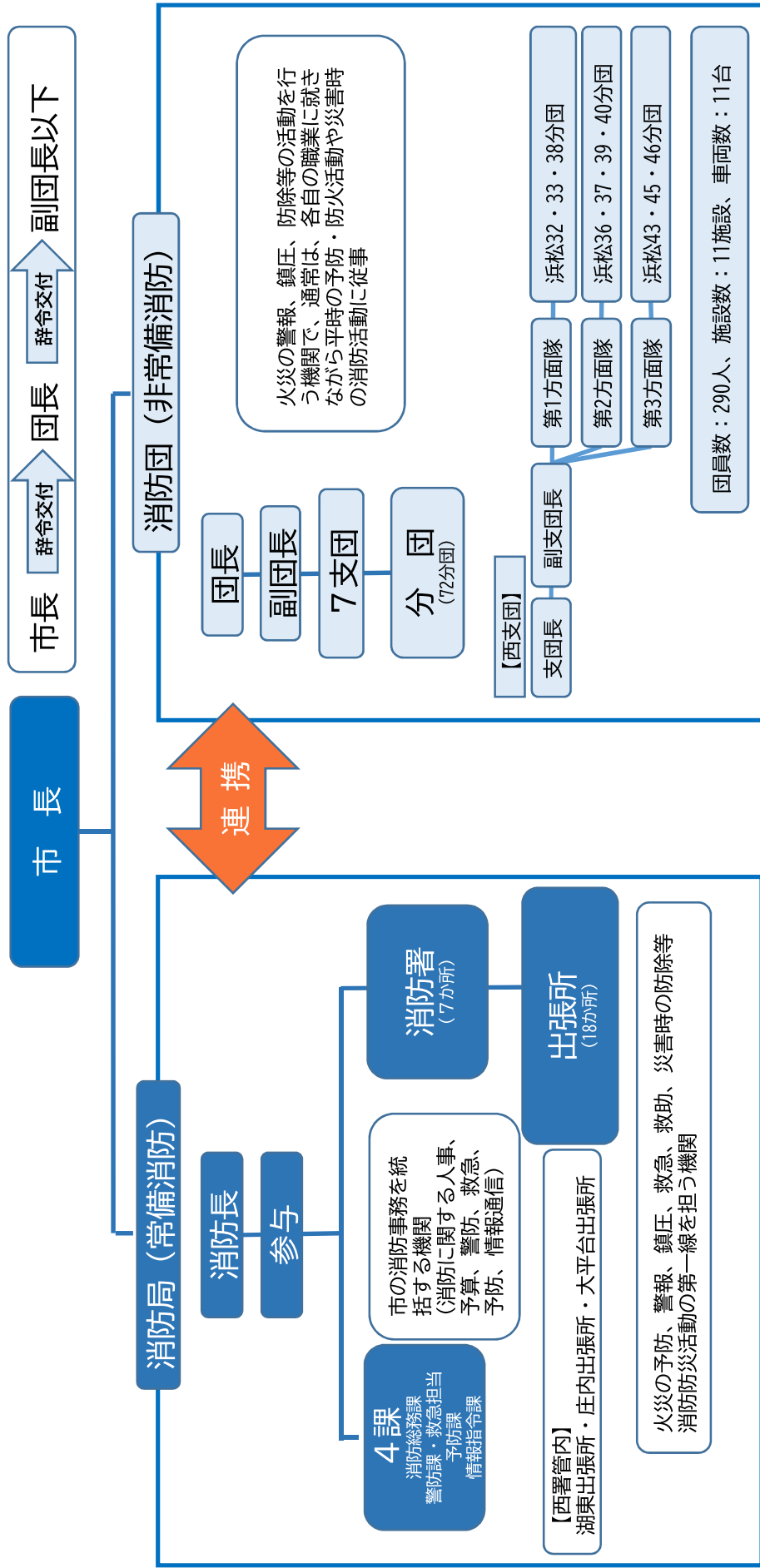
- ・公共交通に対する浜松市の行政機関としての責務及び、交通網に対する考え方
- ・路線バスを運行し公共交通を担っている運行事業者の責務及び、交通維持に関する考え、維持するための方策や企業努力の現状について
- ・退出や減便が続く現在の路線バスについて、少子高齢化がさらに進展する今後において、概ね10年後の姿、イメージについて

西地域分科会における意見・要望等（令和6年7月）

No. 1

件名	地域課題の意見交換～自治会からの消防団に対する支援、寄附金について～	開催月	令和6年6月
内容	・自治会から消防団への寄附金の是非について、3月及び5月の地域分科会で紛糾。 ・その原因が消防団組織や非常勤の特別職公務員という立場に対する見解の相違によるものと考え、消防総務課職員を会議に招き、消防団組織の成り立ちや市から消防団に支払う報酬等について説明。 ・具体的には、消防局と消防団の組織、消防団の活動内容と協力金について、図示しながら説明を行った。（詳細は別紙のとおり） ・消防団の本来活動と地域のボランティア活動とは区別して考えていただき、あらためて消防団活動への理解をお願いした。		
所管課	消防総務課		
回答 (方針等)	・消防団の本来活動には市から報酬や活動経費がしっかり支払われていることが理解できた。 ・報酬の積算根拠や訓練費の不足もないことがよくわかった。		

消防局と消防団の組織



【消防組織法】

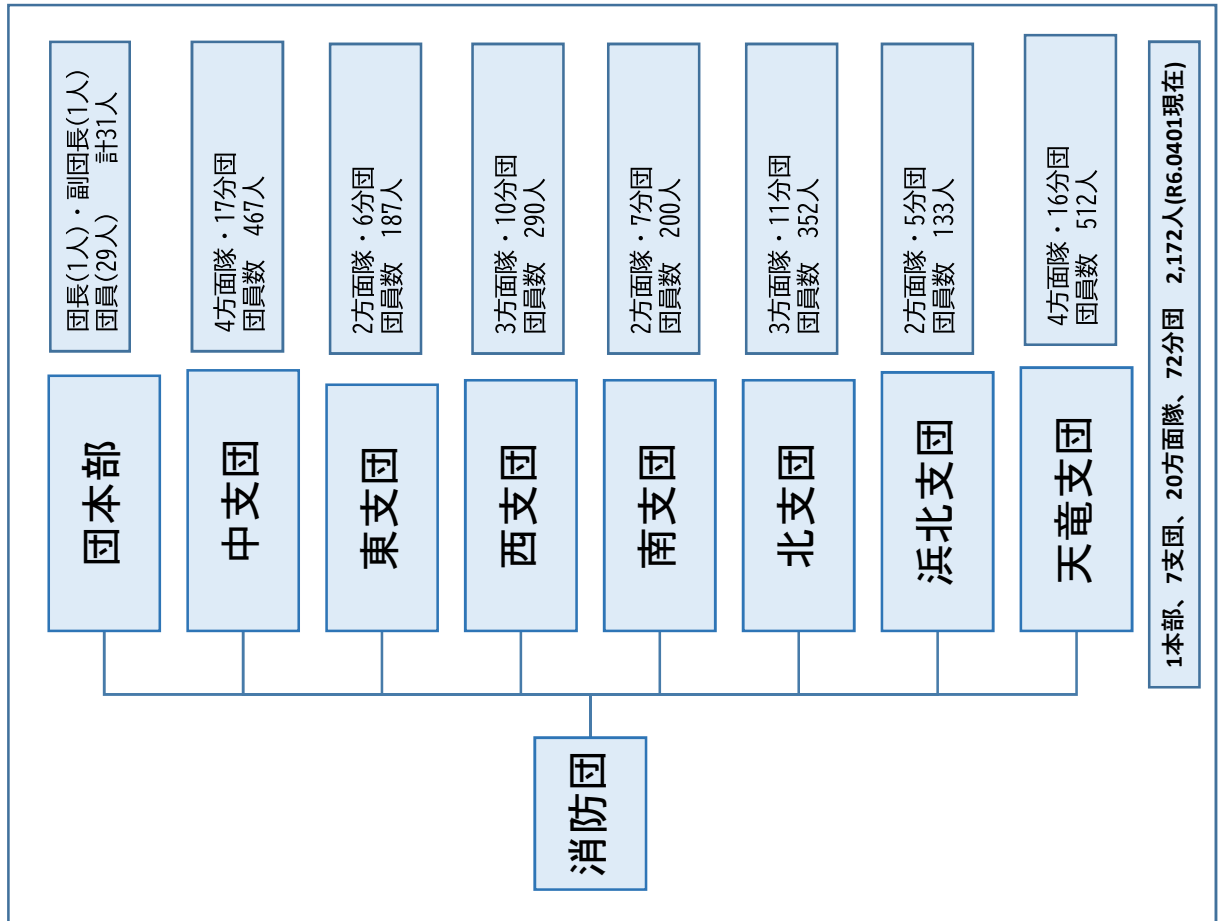
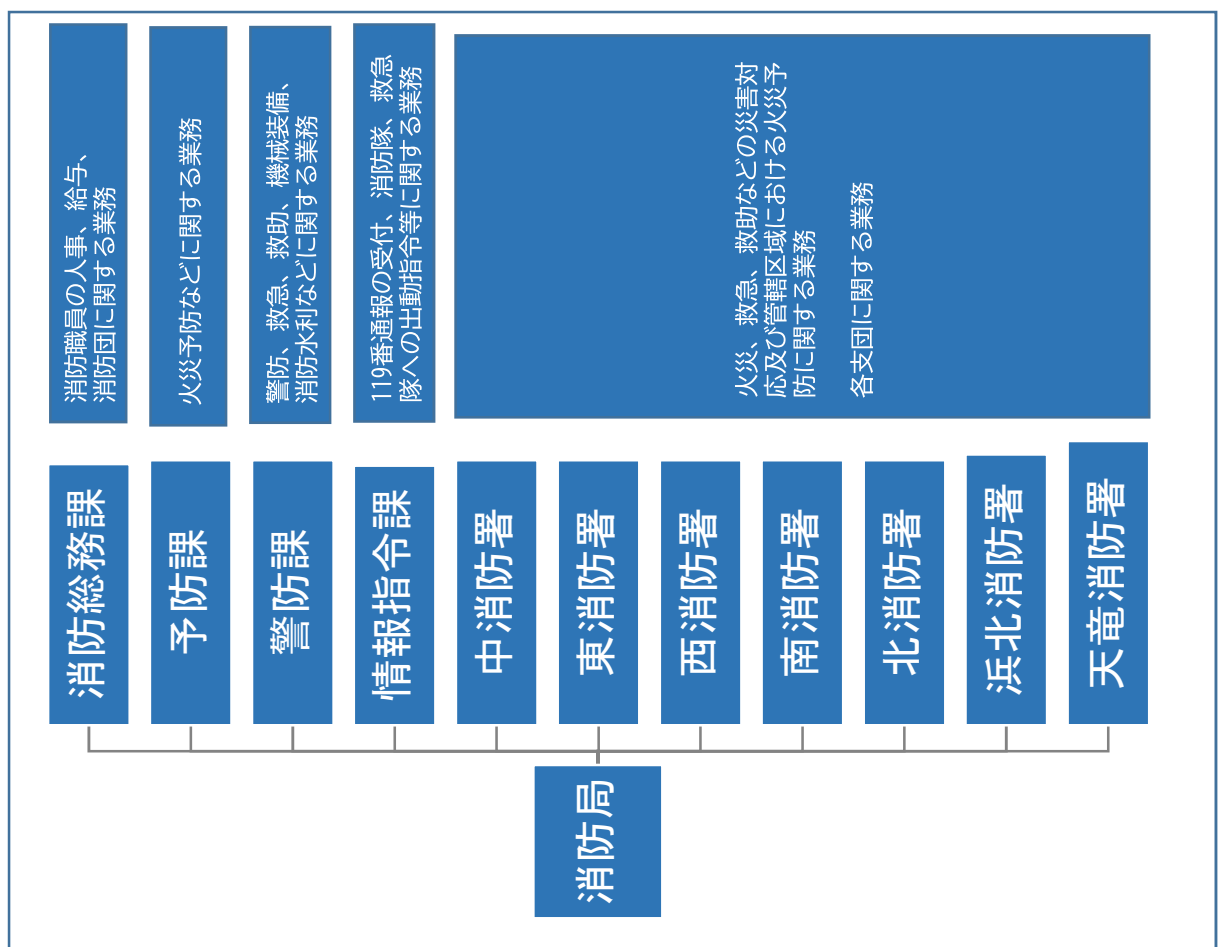
消防は、市町村が管理する。（消防組織法第9条）

市町村は、消防事務を処理するための機関として、消防本部、消防署及び消防団のうち全部又は一部を設けなければならない。

消防総務課・・・消防団の全体に係る事務（団本部、消防団後援会連合会事務局、他市町との消防団に関する調整）

消 防 署・・・各支団に係る事務（支団本部会議、入退団、報酬、報謝、団交付金、退職報償金、共済等に係る事務、分団からの相談等）

消防局と消防団の組織



消防団の活動内容と協力金

これまでの活動内容

- ・火災の鎮圧業務
- ・火災の予防及び警戒業務
- ・救助業務
- ・地震・風水害等の災害予防、警戒業務
- ・防除並びに災害時における住民の避難誘導業務
- ・武力攻撃事態等における警報の伝達業務
- ・住民の避難誘導等国民の保護のための措置業務
- ・地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発業務
- ・自主防災組織に対する指導
- ・少年消防クラブに対する指導
- ・その他防災に関する組織に対する訓練指導
- ・消防団が所有する資機材等の維持管理業務
- ・消防団の庶務の処理等の業務
- ・地域の祭典に関すること
- ・地域の清掃活動に関すること
- ・地域の運動会に関すること など

消防団の本来活動

- ・火災の鎮圧業務
- ・火災の予防及び警戒業務
- ・救助業務
- ・地震・風水害等の災害予防、警戒業務
- ・防除並びに災害時における住民の避難誘導業務
- ・武力攻撃事態等における警報の伝達業務
- ・住民の避難誘導等国民の保護のための措置業務
- ・地域住民等に対する指導、協力、支援及び啓発業務
- ・自主防災組織に対する指導
- ・少年消防クラブに対する指導
- ・その他防災に関する組織に対する訓練指導
- ・消防団が所有する資機材等の維持管理業務
- ・消防団の庶務の処理等の業務

地域活動

- ・地域の祭典に関すること
- ・地域の清掃活動に関すること
- ・地域の運動会に関すること など

・消防団活動を行う分団に対する協力金…✕

・地域活動を行う団体に対する協力金…○（ただし、消防団の本来業務での使用は✕）

南地域分科会における意見・要望等（令和6年7月）

No. 1

件名	令和5年度南区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について	開催月	令和6年5月
内容	（ビーチバレーボール聖地化への競技人口拡大事業） ・ビーチコートの砂は、さらさらで走っても軽く、夏でも熱くなかった。ぜひ小中学生にも遊ばせてあげたいと思う。 ・去年のオータムフェスタのノルディックウォークの時に、ビーチコートの見学に行った。その時こども園が運動会をしており、いい活動だと感じた。 ・近隣の幼稚園などは遊びに行っているようだ。 普通の砂と違った、さらさらした砂に感激していたようだ。		
所管課	南行政センター		
回答 （方針等）	南行政センターでは、遠州灘海浜公園江之島ビーチコートの認知度向上及び利用促進を図るため、幅広い年代でビーチスポーツを楽しめる環境づくりに努めている。 来年度の地域力向上事業として、新たに小中学生が気軽にビーチコートの砂に触れることができる体験会やイベント等を検討する。		